

# 議会だより

編集：議会だより編集委員会



## 朝霞市税条例の一部を改正する 条例など13議案を審議

平成22年第2回朝霞市議会定例会は、5月28日から6月18日までの22日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から追加議案を含む13議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案が原案のとおり可決・承認・同意されました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市税条例の一部を改正する条例）  
地方税法等の改正に伴い、市税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。  
承認（全会一致）

▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例）  
地方税法等の改正に伴い、都市計画税条例の一部改正に

ついて専決処分をしたため、その承認を求めるものです。  
承認（全会一致）  
▽専決処分の承認を求めることについて（朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。  
承認（全会一致）

▽朝霞市税条例の一部を改正する条例  
個人住民税の非課税限度額制度において活用するため、年少扶養控除廃止後も、扶養親族に関する申告書の市への提出義務を新たに規定するものです。

市たばこ税では、税率を千本につき現行3298円を4618円とするものです。  
原案可決（賛成多数）

▽朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
同一週以外への週休日の振り替えに伴う時間外勤務について、他の時間外勤務と同様に、月60時間を超えた場合に支給割合の引き上げおよび代休制度の対象とするため、改正するものです。  
原案可決（全会一致）

▽朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
所得税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例附則第8条および第9条で引用されている法律名を改めるものです。  
原案可決（全会一致）

▽朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
育児休業等を行うことができる職員、再度の育児休業の特例および特別の事情、早出遅出勤務の請求ができる職員、時間外勤務の制限および子の看護休暇について改正するほか、短期介護休暇制度の導入等について規定するものです。  
原案可決（全会一致）

▽工事請負契約の締結について  
朝霞第五小学校屋内運動場・プール改築工事（建築）について、三ツ和総合建設業協同組合と5億9041万5千円で契約するものです。  
工事概要／鉄筋コンクリート造 地上4階建、延べ床面積2421.39平方メートル  
原案可決（全会一致）

\*専決処分…議会が議決・決定をすべき事柄について、議会を招集する時間的余裕がないときなどの理由により、市長が議会に代わってこれを処分すること。

▽固定資産評価審査委員会  
員選任に関する同意を求める  
ことについて  
任期満了となる次の方を、  
再び委員に選任することに同  
意を求めるものです。  
松井 金司さん

同意(全会一致)

▽彩の国さいたま人づくり広  
域連合を組織する地方公共団  
体の数の減少について  
県内市町の合併に伴うもの  
で、地方自治法の規定により  
提出するものです。

原案可決(全会一致)

▽埼玉県市町村総合事務組合  
の規約変更について  
同組合を組織する地方公共  
団体の合併により、一部事務  
組合の解散および名称変更な  
らびに埼玉県市町村総合事務  
組合の事務所の位置に関する  
規定を整備するため、同組合  
規約を変更することについて  
協議する必要があることから、  
地方自治法の規定により提出  
するものです。

原案可決(全会一致)

▽埼玉県後期高齢者医療広域  
連合を組織する地方公共団体  
の数の減少について  
久喜市、加須市を設置した  
ことに伴い、埼玉県後期高齢

者医療広域連合を組織する地  
方公共団体の数が減少するこ  
とについて、広域連合を組織  
する関係地方公共団体と協議  
する必要があるため、地方自  
治法の規定により提出するも  
のです。

原案可決(全会一致)

▽朝霞市父子家庭支援手当条  
例を廃止する条例  
児童扶養手当法の改正によ  
り、新たに父子家庭の父親が  
受給対象者として追加される  
ことから本条例を廃止するも  
のです。

原案可決(全会一致)

※掲載内容は第2回定例会  
時点でのものです。制度改正  
等の具体的な内容については、  
担当課にお問い合わせくださ  
い。

※第2回定例会の一般質問  
の内容は、広報あさか8月15  
日号の議会だよりに掲載しま  
す。

## 議案審議

議案第29号 正規・非  
正規(臨時)職員間の待  
遇格差の是正について

○田辺淳議員 仕事・育児・

介護・看護の両立を図るため  
にも、職員の処遇の改善は必  
要なことだとは思いますが。し  
かし、朝霞市には正規職員約  
700人に加え、非正規の臨時職  
員が700人以上います。さらに  
市の委託事業者の下で働いて  
いる人もたくさんいます。市  
は、こうした非正規(臨時の)  
職員の処遇改善、正規職員と  
の格差是正をどう考え改善し  
ていくおつもりですか。

○総務部長 本市の臨時職員  
の待遇については、労働基準  
法などの関係法令等に基づい  
て、賃金や勤務時間等を定め  
ており、法令改正がある場合  
や他の自治体の状況等を勘案  
し、適宜改善を行ってきまし  
た。臨時職員の待遇のうち、  
特別休暇については、平成21  
年4月から正規職員と同様の  
忌引休暇を取得することがで  
きるようにし、また週の勤務  
が5日以上の方にあっては、  
夏期休暇を最大3日まで取得  
することができるようにしま  
した。このほか、産前産後休  
暇、育児時間、生理休暇等も  
制度化し、臨時職員の待遇向  
上を図っています。また、昨  
年の10月からは、正規職員や  
民間パート労働者との格差を

解消することを目的として、  
県内では4番目となりますが、  
臨時職員についても育児休業  
制度を導入し、現在は2人の  
臨時職員が育児休業を取得し  
ています。そのほか、定期健  
康診断や職員旅行補助などは、  
正規職員と同様の待遇として  
います。

今後、近隣市や他の自治  
体の状況を勘案しながら、必  
要に応じて検討を行い、臨時  
職員に対する格差の是正に努  
めていきたいと考えています。

議案第29号 朝霞市職  
員の育児休業等に関する  
条例及び職員の勤務  
時間、休日及び休暇に  
関する条例の一部を改  
正する条例について

○神谷大輔議員 この条例の  
一部を改正するに当たり、職  
員への利点の大ききな事柄、  
ならびに、これだけ多様化す  
る市民ニーズに対応するため  
奔走している職員への取得環  
境についてお伺いします。

○総務部長 育児休業につい  
ては、ほかに養育ができる者  
がいるかどうかにかかわらず、  
取得できるようになり、子の  
看護休暇については、疾病の

予防のためにも取得できるよ  
うになります。介護休暇制度  
については、新たに短期介護  
休暇が創設され、特別休暇と  
して取得することができるよ  
うになります。

また、育児休業の取得環境  
については、女性職員の育児  
休業取得率は100%となってい  
ます。さらに、今回の改正で  
制度がより充実することから、  
今後においても特別に私的な  
事情がある場合以外は育児休  
業を取得しない女性職員はほ  
んどいないと考えています。  
男性職員については、第2期  
朝霞市特定事業主行動計画に  
おいて、子どもの出生時にお  
ける休暇等の取得の促進など  
を定め、その環境整備に努め  
ているところです。

また、今回の育児休業制度  
の改正により、男性職員にと  
っても制度利用の後押しにな  
るものと期待しているところ  
です。



**議案第30号 工事請負契約の締結について**

○堀内初江議員 第五小学校屋内運動場、プール改築工事の請負契約締結がなされています。応札社数16社の内、2社が同価格となったため、くじ引きにより落札されたとのことですが、その経緯について伺います。

○副市長 本契約においては、4月5日に発注形態、地域要件、工事実績、最低制限価格の設定等の入札要件を告示し、4月26日に埼玉県電子入札システムを活用し、一般競争入札を執行したものです。その結果、16社の応札があり、落札者については最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内で最も低い価格で入札を行った者となり、本件については三ツ和総合建設業協同組合と株式会社新井組が同額の入札でこれに該当しました。このため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定しました。



**議案第30号 工事請負契約について**

○藤井由美子議員 この第五小学校体育館工事の落札業者は、協同組合という名前ですが、いくつもの業者が集まって組合を作っている聞きまです。実際に工事を行うのはどこなのか、明確な説明をお願いします。

○副市長 今回の落札業者は、特定建設業として建築一式の許可を持っており、入札参加要件もクリアしている協同組合で、一般の会社と同じ扱いになります。下請を使うということになれば、監理技術者の専任が必要ですし、主任技術者も置くことになります。下請を使わないということになれば、協同組合を構成する組合員の会社で共同分担施工という施工体制をとり、いわゆる監理技術者、主任技術者を置いて、工事の監理監督を行うものと考えています。



**議案第35号 朝霞市父子家庭支援手当を廃止する条例について**

○小山香議員 児童扶養手当法が改正され、父子手当が支給されることに伴い、同趣旨の朝霞市父子家庭支援手当条例の廃止とのことであるが、支援手当条例に基づき支給されている総世帯数と子ども人数ごとの世帯数、ならびに朝霞市で支給する1か月当たりの概算を教えてください。

○福祉部長 世帯数は、平成22年3月末で21世帯。そのうち子が1人の世帯は12世帯、2人の世帯は8世帯、3人の世帯が1世帯です。支給額は昨年の8月から本年の3月までの総支給額が20万1480円で、月平均25万185円です。

**請願審議**

**— 継続審査 —**

▽無線基地局の設置に関する条例の制定を求める請願 (請願者)

黒数 哲哉さん

**請願・陳情の提出について**

請願・陳情の提出の方法は、議会事務局にお問い合わせいただくか、市ホームページの市議会のコーナーの「皆さんと市議会」の項目に掲載してありますので、そちらをご参照ください。

**寄附行為の禁止について**

議員の寄附行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

- ・ 次のようなものが寄附禁止の対象になります
  - ・ お中元やお歳暮
  - ・ 暑中見舞いなどの時候のあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)
  - ・ 本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典
  - ・ まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等



埼玉県の選挙統一キャラクター「選挙くん」



議会を傍聴することは、市民として市政を身近に知るための最もよい方法です。皆さんが選んだ議員がどのような活動、仕事をしているかなどを十分ご理解いただけたと思います。市議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。ぜひ傍聴にお出かけください。  
問/議会事務局 内2284  
☎048-463-0549 (直通)

**次回定例会の  
開会日は8月24日(火)  
の予定です**  
※請願の提出は、8月17日(火)午後5時までにお願  
いします